

◎地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号該当契約（政策目的随意契約）の事後公表

番号	契約の名称 (業務名・品名)	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
1	市民プール開設前準備・閉鎖後撤去業務	令和 3 年 6 月 3 日から 令和 3 年 10 月 31 日まで	五泉市太田 1092-1 公益社団法人 五泉市シルバー人材センター	令和 3 年 6 月 3 日	568,000 円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。
2	村松プール開設前準備・閉鎖後撤去業務	令和 3 年 6 月 18 日から 令和 3 年 9 月 4 日まで	五泉市太田 1092-1 公益社団法人 五泉市シルバー人材センター	令和 3 年 6 月 18 日	500,000 円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。
3						
4						
5						
6						
7						